

奈良県告示第五十八号

昭和三十九年四月奈良県告示第八号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、平成二十七年五月二十九日から施行する。

平成二十七年五月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

本文中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第一項」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項」に、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十条」を「同条第九項において準用する同法第十五条第二項」に改める。